

本年 5 月から通年議会制を開始

荒川区議会議長 志村博司

通年議会制関係議案を可決

荒川区議会では、昨年 10 月 8 日の第 3 回定例会で「定例会の回数を年 1 回とし、会期を通年とする」との規定を盛り込んだ「荒川区議会基本条例」を全会一致で可決しました。（公布日は 10 月 10 日）ただし、附則でこの通年議会規定については、制度内容や実施時期を検討するため、公布の日から 6 月以内に施行することとしておりました。

これを受け、議会運営委員会（理事会）において、制度の具体的な内容を検討し、結論を得たことから、本年 3 月の第 1 回定例会最終日で、通年議会実施の前提となる関係条例、規則を可決しました。これにより、本年 5 月から、「通年議会制」を実施することになりました。

自主的、機動的に議会を開会

荒川区議会では、従来から会期主義の例外である、「本会議閉会中の委員会審査・調査」を行っており、実質的には、通年議会と同等に活動しております。しかしながら、今回の通年議会制の導入によって、議会の権限において、本会議を自主的、機動的に開会（再開）できるようになることが重要な変更点であると考えております。これにより、地方自治法第 179 条に規定する専決処分について、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかで

あると認めるとき」という要件の適用が事実上なくなること、災害等の突発的な事件や緊急の行政課題が発生した場合に速やかに本会議を開会し対応すること、が可能になり、議会活動がより活発になると考えております。

会期は5月から翌年4月までに

通年議会制の具体的な内容については、別途、「通年議会実施要綱」を定めました。その主な内容は次のとおりです。

会期 定例会の会期は、5月から翌年4月までとし、当該期間を「年度」とします。(通年議会のイメージは別表のとおり)

本会議 本会議は、5月に開会し、6月、9月、11月及び翌年の2月に定例的に再開します。ただし、緊急に議案等の審議

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
----- 定例会の会期 ----- (会期 = 議会が活動できる一定の期間)											
「災害等の突発的な事態が発生した場合」や「年度末の国の地方税法等の改正にあわせて区の関係条例を改正する場合」などには、緊急会議を開きます。											
開 会 会 議	休 会 (所管事務調査等の委員会活動期間)	6 月 会 議	休 会 (所管事務調査等の委員会活動期間)	9 月 会 議	休 会 (所管事務調査等の委員会活動期間)	1 1 月 会 議	休 会 (所管事務調査等の委員会活動期間)	2 月 会 議	休 会 (所管事務調査等の委員会活動期間)	開 会 会 議	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 休会中であっても、所管事務調査等のための委員会(常任・議運・特別委員会)を開会し、継続的に調査等を行います。 ・ 6月会議、9月会議、11月会議、2月会議の会議期間中、議案審査等を行うため、休会(本会議を開会しないこと)し、委員会を開会します。 											

が必要な場合は、その都度、本会議を再開します。また、区長から議案等を示し、再開の請求があったときは、7日以内に本会議を再開します。

会議の呼称 定例会の招集により開く会議は「開会会議」、定例的に再開する会議は、再開する月を冠して「月会議」、緊急時に再開する会議は「緊急会議」、定例会の閉会時は「閉会会議」とそれぞれ呼称します。

議案等の提出 議案は年度ごとに、一連の番号を付します。

一般質問 一般質問は、定例的に再開する会議ごとに行います。

一事不再議 一事不再議の規定については、開会・再開する本会議の都度、事情変更の原則を適用するものとします。

委員会活動 常任委員会や特別委員会等は、休会中に所管事務調査や請願・陳情審査を積極的に行うものとし、本会議開会中は、議案審査を優先するものとします。

会議録 会議録は、会議ごとに調製します。

このほか、議員の発言の取消しの扱いを変更（会期中に限り、発言日から10日以内とする）したほか、通年議会制導入に合わせ、一般質問の持ち時間の増（議員1人につき年間50分）、本会議の会議時間の延長（午前10時から午後6時まで）についても改正しました。

結果責任負える議会の実現に向けて

荒川区議会では、これまでも、区民の皆様の負託に応え、責務を果たしていくとともに、時代の変化に的確に対応した議会運営を行うため、さまざまな議会改革の取り組みを進めてきました。具体的には、費用弁償を廃止したほか、政務調査費（現在は政務活動費）を半減し、月額8万円とすることなどを実施してまいりました。

今回の通年議会制導入を機に、議会の役割と責任がさらに大きくなることになり、そのことを各議員が深く自覚していくことが求められてまいります。

議長といたしましては、執行機関に対して「物を申す」だけでなく、結果責任を負うことのできる議会になるよう、区民の皆様や関係各位からの声に真摯に耳を傾けてまいります。